

補正予算主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策に係る補正状況】

項 目 名	補正予算額	令和3年度 現計予算額 (8月専決処分後)	令和2年度までの 累計予算額	補正後 累計予算額	備 考
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,907,487	26,487,168	29,017,185	68,411,840	
○ 雇用の維持・事業の継続	1,326,405	3,905,872	10,302,512	15,534,789	
○ 県民の生活支援	1,169,379	835,207	3,358,993	5,363,579	
○ 学校の再開・学びの保障		62,620	160,230	222,850	
○ 地域経済の回復・活性化	62,300	2,244,415	4,097,506	6,404,221	
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築		176,124	888,955	1,065,079	
合 計	15,465,571	33,711,406	47,825,381	97,002,358	

(一般会計)

【新型コロナウイルス感染症対策】

★印は、新規事業

(単位：千円)

項 目 ・ 事 業 名	補正予算額	説 明
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,907,487	
1 相談体制の強化	36,957	
1 新型コロナウイルスコールセンター運営事業	36,957	新型コロナウイルス感染症に関する県民からの受診相談、一般相談に対応するコールセンターの運営を行うもの。

2 検査体制の強化		175,008	
1	感染症検査体制強化事業	86,208	<p>検査体制を確保・強化するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査・疫学調査等に必要な試薬、抗原キット及び衛生資材等を追加購入（環境保健研究センター、保健所） ・感染急拡大時のPCR検査外部委託経費を措置 ・下水疫学調査を実施し、流行の早期検知への活用可能性を検討
2	PCR検査費等助成事業	88,800	<p>保険適用となるPCR検査、抗原検査の自己負担分を公費負担するもの。</p>
3 医療提供体制の整備・強化		10,971,198	
1	患者搬送体制等確保事業	28,114	<p>新型コロナウイルス感染症患者等の搬送体制を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県タクシー協同組合との協定に基づく検体・患者等の搬送委託
2	入院医療機関病床確保事業	9,150,709	<p>新型コロナウイルス感染症患者が入院する病床の確保に必要な経費に対し補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空床補償、休床補償

項目・事業名		補正予算額	説明
3	軽症者等受入体制整備事業	1,463,522	<p>新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、医療機関外で療養するための受入施設を確保等するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設借上げ料 ・生活支援委託料 ・医師、看護師人件費 等
4	★自宅療養者健康管理等事業	49,239	<p>自宅療養者の健康管理体制等を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医師会による自宅療養者への健康観察・往診等実施 ・自宅療養者への生活支援物資配付 ・貸出用パルスオキシメーターの追加整備
5	医療従事者活動支援事業	141,014	<p>新型コロナウイルス感染症患者の治療や看護等に従事する医療従事者の活動を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者治療等業務手当補助（1日あたり3千円又は4千円）
6	入院医療費等助成事業	138,600	<p>感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症で入院等した場合の自己負担分を公費負担するもの。</p>

4	新型コロナウイルスワクチン接種の推進	1,387,542	
1	ワクチン接種促進支援事業	1,387,542	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種促進のため、接種費用に追加し、接種回数等に応じた医療機関等への支援を行うもの。</p> <p>①一定回数以上の個別接種を実施する「診療所」に対し追加交付（4週以上実施の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週100回以上 2,000円/回 ・週150回以上 3,000円/回 <p>②50回以上/日の個別接種を実施する「診療所・病院」に対し追加交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円/日 ※①の支援とは重複しない <p>③通常診療とは別の体制で、50回以上/日（週1日以上）の個別接種を実施する「病院」に対し、②に加え追加交付（4週以上実施の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師：7,550円/人・時間 ・看護師等：2,760円/人・時間 <p>④時間外・休日に集団接種会場に医師等を派遣する医療機関に対し追加交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師：7,550円/人・時間 ・看護師等：2,760円/人・時間 <p>★⑤職域接種を共同実施する中小企業又は大学等に対し、会場の設置等に係る費用を補助（外部の医療機関が出張して実施する場合に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種回数×1,000円 <p>※①～④は、11月末までの接種が対象</p>
5	福祉サービス提供体制の確保	33,452	
1	★高齢者施設換気設備設置事業	33,452	<p>高齢者施設における感染リスク低減のため実施される換気設備の設置に対し補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設：入所系介護施設・事業所 ・補助率：定額補助（上限：4,000円/㎡）

項目・事業名		補正予算額	説明
6 休業要請等への協力促進		15,330	
1	県有施設の臨時休館・休園への対応	15,330	<p>新型コロナウイルス感染拡大により県有施設を臨時休館・休園したことに伴い影響を受ける、当該県有施設内で営業する事業者を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象県有施設：栗林公園、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館
7 情報発信の強化		20,000	
1	情報発信強化事業	20,000	<p>新型コロナウイルス感染症に関する情報を正確、迅速に発信するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した若い世代の方にも届きやすい、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供・啓発 ・感染拡大時や人流増加時期における感染防止対策の啓発
8 その他		268,000	
1	★飲食店感染防止対策認証取得・継続促進事業	260,000	<p>かがわ安心飲食店の認証取得を促進するとともに、継続的な感染対策を支援し、飲食店における感染拡大防止の取組みを一層推進するため、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額：10万円／認証店舗 ・対象店舗：令和3年12月15日までに認証申請を行い、令和4年1月末までに認証を取得した店舗
2	妊産婦支援強化事業	8,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中で、妊産婦が安心して出産にあたることのできるよう支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の分娩前PCR検査費用の助成

II 雇用の維持・事業の継続		1,326,405	
1 雇用の維持		231,055	
1	香川県緊急雇用維持支援金	231,055	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主に対して、県独自の助成を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象：中小企業 ・対象期間：初日が令和3年7月1日から同年11月30日までの休業等 ・助 成 率：国の支給決定額の1/18（1事業所当たり100万円を上限） <p>※国助成率が10/10の場合は対象外</p>
2 県内事業者の事業継続支援		1,095,350	
1	香川県営業継続応援金（第3次）	1,068,750	<p>全国的な緊急事態措置、まん延防止等重点措置の実施や、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより大きな影響を受けた県内事業者に応援金を支給し、営業継続を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 者：①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 ②上記①に該当する事業者と直接の取引がある事業者 ③県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある事業者 ④飲食事業者 <p>※ただし、①～④いずれとも、令和3年8月・9月の飲食事業者及び大規模施設等（テナント事業者除く）への営業時間短縮要請の対象となった事業者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件：令和3年7月から9月の県内事業所での売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期比で30%以上減少していること 等 ・支 給 額：①売上減少率が50%以上の場合 上限20万円/事業者 ②売上減少率が30%以上の場合 上限15万円/事業者 <p>※ただし、①・②とも、売上の減少額を上限とする。</p>

	項目・事業名	補正予算額	説明															
2	★香川県酒類販売業支援事業	26,600	<p>本県のまん延防止等重点措置として実施された、高松市内の飲食店に対する営業時間短縮や酒類提供停止の要請により影響を受けた酒類販売事業者に支援金を支給し、事業継続を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：県内に住所・本店を有し、酒類の製造免許又は販売業免許を受けた者（中小法人等又は個人事業者等に限る） <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、令和3年8月・9月の飲食事業者及び大規模施設等への営業時間短縮の要請対象となった者を除く。 ・支給要件：①本県のまん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮又は酒類提供の停止の影響を受けていること（要請に応じた高松市内の飲食店と直接・間接の反復継続した取引実績があること） <ul style="list-style-type: none"> ②上記①の影響により、令和3年8月又は9月の月間売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少していること <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、当該月及び前月の月間売上が2か月連続で15%以上減少している場合は、当該月は30%以上減少しているものとみなす。 ③上記②に係る月間売上減少割合が50%以上の場合は、国の月次支援金を受給していること ④事業の継続・立て直しに向けた取組みを行っていること <p>※以上の①～④の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額：1事業者・ひと月当たり、当該月に係る売上減少額（月間売上減少割合が50%以上の場合は、売上減少額から国の月次支援金相当額を控除した額） <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、次表の額を上限とする。 <table border="1" data-bbox="1187 1189 2072 1396"> <thead> <tr> <th>月間売上減少割合</th> <th>中小法人等</th> <th>個人事業者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上～50%未満</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>50%以上～70%未満</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>70%以上～90%未満</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	月間売上減少割合	中小法人等	個人事業者等	30%以上～50%未満	20万円	10万円	50%以上～70%未満	20万円	10万円	70%以上～90%未満	40万円	20万円	90%以上	60万円	30万円
月間売上減少割合	中小法人等	個人事業者等																
30%以上～50%未満	20万円	10万円																
50%以上～70%未満	20万円	10万円																
70%以上～90%未満	40万円	20万円																
90%以上	60万円	30万円																

Ⅲ 県民の生活支援		1,169,379	
1 県民の生活支援		1,169,379	
1	生活福祉資金貸付事業	1,162,119	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、緊急の貸付を実施するもの。(香川県社会福祉協議会へ貸付原資を追加補助するもの。)</p> <p>(緊急小口資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付上限額：10万円(学校の休業等の特例：20万円) ・償還期限：2年(据置期間1年以内) ・無利子、保証人不要 <p>(総合支援資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付上限額：月20万円(単身世帯は月15万円) ・貸付期間：原則3月以内 ・償還期限：10年(据置期間1年以内) ・無利子、保証人不要
2	★生活困窮者自立支援金支給事業	7,260	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対し、自立支援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額：単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上世帯10万円/月 ・支給期間：3か月 ・収入要件(世帯)：月收入が下記①+②以下 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 ・資産要件(世帯)：単身世帯46.8万円以内～4人以上世帯100万円以内

項目・事業名		補正予算額	説明
IV 地域経済の回復・活性化		62,300	
1 県産品の販売促進		24,000	
1	★かがわの県産品応援割事業	24,000	<p>「栗林庵オンラインショップ」の活用による県産品の購入促進キャンペーンを展開し、県産品のPRと販売促進を通じ、需要喚起や消費拡大に取り組むもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインショップで3,000円購入ごとに1,000円の割引実施
2 農畜水産物の支援		34,800	
1	★かがわの農畜水産物消費喚起事業	34,800	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用需要が減少している県産農畜水産物の消費拡大につなげるための販売促進等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果物、花き、オリーブ畜産物、水産物等を対象とした「かがわのイチオシ農畜水産物応援キャンペーン」の実施 ・水産物の学校給食への利用促進支援
3 林業の支援		3,500	
1	香川県産木材住宅緊急助成事業	3,500	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、輸入木材が減少し、木材価格が上昇している状況を踏まえ、県産認証ヒノキ材を活用した住宅建築等への助成を行い、県産木材の利用促進を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：50万円 ・補助額：材木使用量1m³につき1万円 1.5m³超の場合は4万円加算 等

【その他の補正】 ★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名		補正予算額	説明
I その他の補正		9,509,129	
1	★豚熱防疫体制強化事業	24,143	<p>兵庫県淡路市で死亡野生イノシシの豚熱陽性が確認され、香川県が豚熱ワクチン接種推奨地域に設定されたことに伴い、県内での発生を防ぐため、豚熱ワクチン接種等の防疫体制の強化を図るもの。</p> <p>①豚熱ワクチン接種実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で飼養されている豚を対象に豚熱ワクチンの接種を実施するもの。 <p>②抗体検査等実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚熱ワクチン接種後の豚を対象に抗体検査を実施するとともに、農場で豚熱の疑いがある豚が発生した場合にPCR検査を行うもの。 <p>③野生イノシシ監視強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシに対するPCR検査により、感染状況の監視を強化するもの。
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金返還金	3,426,225	医療提供体制整備等のため、令和2年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の、執行に伴う不用額を国に返還するもの。
3	財政調整基金積立金	4,789,000	令和2年度決算剰余金9,577,663千円の2分の1相当額を地方財政法に基づき、積み立てるもの。
4	県債管理基金積立金	1,269,761	令和2年度決算剰余金のうち、財政調整基金への積み立てを行う残額から、今回の補正予算で必要となる財源を差し引いた額について、今後の県債の償還に備えて積み立てるもの。

(特別会計)

(単位：千円)

会 計 名		補正予算額	説 明
1	母子父子寡婦福祉資金特別会計	20,334	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 <p style="text-align: right;">20,334 (現計 181,464)</p>
2	臨海工業地帯造成事業特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・港湾施設管理費 <p style="text-align: right;">財源補正 (現計 3,967,959)</p>
3	集中管理特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 ・文書作成費 <p style="text-align: right;">財源補正 (現計 96,459,660)</p>

4	証紙特別会計	180,732	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・一般会計繰出金 	180,732 (現計 2,618,001)
5	林業・木材産業改善資金特別会計	17,633	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・林業・木材産業改善資金貸付金 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 	17,634 △1 (現計 30,507)
6	沿岸漁業改善資金特別会計	91,993	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・沿岸漁業改善資金貸付金 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 	92,000 △7 (現計 40,650)
7	駐車場事業特別会計	1,853	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・番町地下駐車場管理運営費 	1,853 (現計 391,944)

	会 計 名	補正予算額	説 明
8	奨学金特別会計		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・高等学校等奨学金貸付金 財源補正 <li style="padding-left: 20px;">・運営事務費 財源補正 <p style="text-align: right;">(現計 535,865)</p>
9	国民健康保険事業特別会計	4,948,171	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金の確定に伴う補正 <li style="padding-left: 20px;">・償還金及び還付加算金 1,921,250 <li style="padding-left: 20px;">・財政安定化基金積立金 3,026,921 <p style="text-align: right;">(現計 97,331,928)</p>